子ども広場の土地使用貸借契約書

　子ども広場として借用する土地について、貸主　　　　　　　　（以下「甲」という。）借主　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に、次の条項により契約を締結する。

第１条　甲はその所有に係る下記の土地を、子どもの広場として、乙に無償貸付けし、乙はこれをその目的に従って使用するものとする。

所在地　明石市

面積　　　　　　　　　　　．　　　㎡　　地　目

別紙図面の赤線で囲った部分とする。

第２条　貸借期間は、　　　　年　　月　　日から、　　　　年　　月　　日までとする。

２　乙は、前項の貸借期間中にかかわらず、甲の必要により甲より返還請求があった場合、当該返済請求期日までに返還しなければならない。

３　甲は、前項の返還請求をする場合、期日を定め、あらかじめ乙に通知しなければならない。

第３条　返還に当たって、乙は原状に回復し施設を収去した後、返還するものとする。

第４条　乙は本借用地に地上物件を設けないものとする。ただし、乙は遊具等簡易な施設を設置しようとするときは、甲の条件を厳守し、甲の承諾を得て設置することができる。

第５条　乙は甲の承諾なく、本借用地の全部又は一部を他に転貸したり、この契約により生ずる権利を他に譲渡することはできない。

２　乙は借用地をこの契約の目的以外に使用してはならない。

第６条　乙が本契約に違反したときは、甲は直ちに契約を解除することができる。

第７条　この契約は、貸借期間満了の日前30日までに甲・乙双方から何らの意思表示のないときは、満了の日の翌日から更に１か年同一条件をもって更新するものとし、翌年度以降についてもまた同様とする。

第８条　本契約事項に定めのないものについては、その都度、甲・乙協議するものとする。

　上記契約の証として本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各その一通を保有する。

　　　　年　　月　　日

貸　　主

　　　住所

　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

借　　主

　　　住所

　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印